

第2章 計画期間中に

目指すべき将来像

1	基本理念【地域包括ケアシステムの構築】・・・	10
2	6つの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	15

1 基本理念

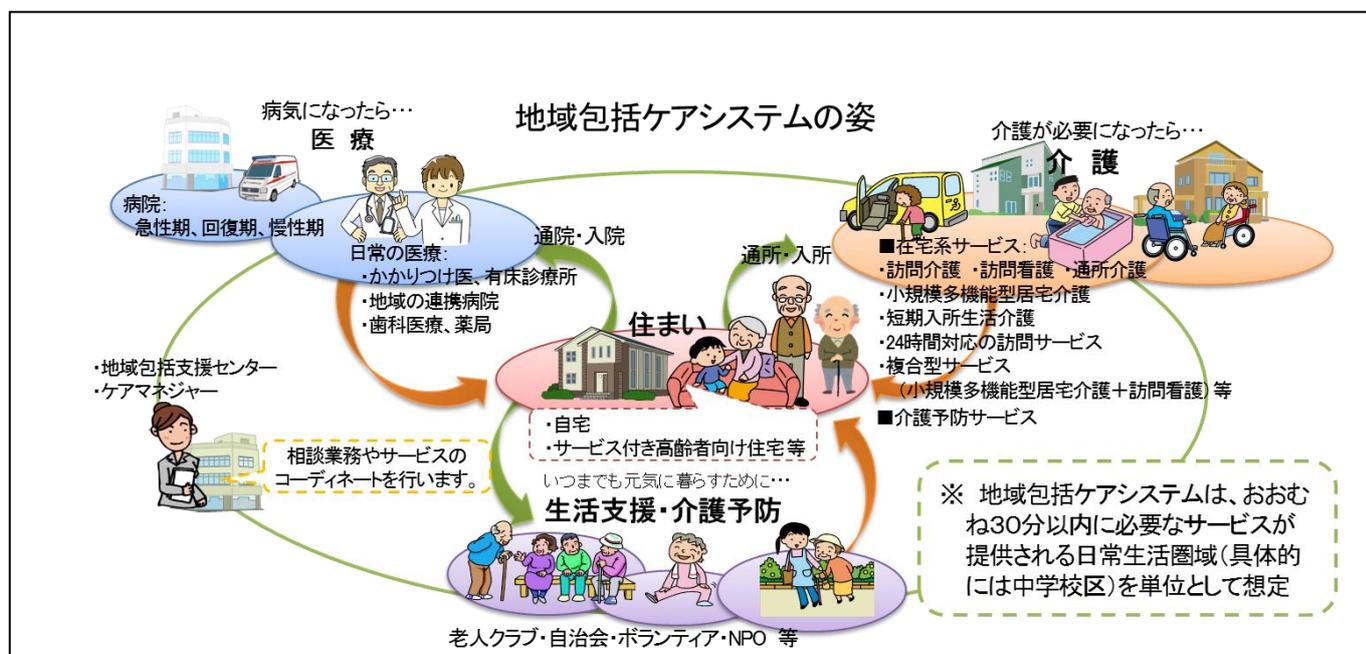
地域包括ケアシステムの構築

年齢を重ねても、いつまでも健康を維持しながら自分らしい生き生きとした生活を続けることは、誰もが持つ共通の願いと言えるでしょう。

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、人口減少の進展、高齢化率の高まり、核家族世帯や高齢者のみ（独居）世帯の増加といった社会環境の変化の中、たとえ何らかの支援や介護が必要な状態となった場合でも、住み慣れた地域で、様々な主体による適切な支援を受けながら自立した日常生活を継続できる環境づくりをすすめることは、県民生活の安心を確保するために大変重要です。

そのために、地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境、すなわち『地域包括ケアシステムの構築』が不可欠です。（図1）

地域包括ケアシステムの姿（図1）



第6期岐阜県高齢者安心計画においては『地域包括ケアシステムの構築』を基本理念として、次の6つの重点施策を推進しながら、それらに対応する、あるべき将来像の実現を図ります。

また、各市町村がそれぞれの地域特性を発揮できるよう基本理念に即した連携、支援を行います。

- (1) 多職種連携の促進
- (2) 認知症対策の推進
- (3) 介護人材の育成確保の推進
- (4) 生活支援と介護予防の推進
- (5) 在宅サービスの推進
- (6) 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進

2 6つの将来像

1 多職種連携の促進

住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築には、その生活を支えるために様々な主体が関わっていくことが大切です。

とくに、医師、看護師、薬剤師などの医療の専門家と、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員などの介護の専門家が連携を密にし、それぞれの専門性から高齢者を支援することは、その人の心身の状態や生活の質の維持向上に大きな役割を果たすものと考えられます。

また、利用者や地域住民の立場に立って多様なニーズ対応できる人材や連携チームの存在は、地域全体の安心につながるとともに、専門家以外の様々な主体も巻き込んで、まさに地域包括ケアシステムそのものに直結します。

こうした意味において、多職種連携の促進は非常に重要かつ意義深いものです。

今後は、県内の各地域において高齢化の状況や住民ニーズ、人的資源等の実状に応じた多職種連携関係の構築や、その関係を活かした高齢者ケア等の地域内活動が普遍的に行われる社会を目指します。

【主な施策】

- ・医療及び介護従事者がお互いに「顔の見える関係」として、情報共有と相互連携を図るネットワークづくりを行います。
- ・顔の見える関係となった「多職種連携チーム」が一緒にケーススタディのできる研修会などを開催します。
- ・多職種連携をテーマとする県民向けセミナーなどの開催を通じ、その意義を周知啓発していきます。
- ・地域で包括的な医療・介護基盤を整備するための「看護小規模多機能型居宅介護」、高齢期の在宅生活やターミナル（終末）期を支える医療、介護サービスについて普及促進を行います。
- ・地域在宅医療提供体制の構築を推進します。

2 認知症対策の推進

長寿社会の進展に伴い、認知症高齢者数も増加が見込まれます。

認知症高齢者本人とその家族が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で穏やかに生活し続けるためには、専門医療の充実、介護職のスキルアップが必要であるとともに、地域住民同士が見守り、支え合う環境づくりや、県民一人ひとりの理解促進が不可欠です。

また、認知症の早期発見の仕組みづくりや認知症を予防する取組みの充実も大切です。

まさに、地域包括ケアシステムを構築する中で、認知症高齢者とその家族に対

して、それぞれの立場で取り組めることを実践することが重要であり、それに対する支援の充実も丁寧に進めていく必要があると言えます。

今後は、県内の各地域において、認知症に関するきめ細かな対策が普及し、誰もが地域で当たり前前に生活を継続できる社会を目指します。

【主な施策】

- ・保健、医療、福祉の専門職が認知症の方を訪問し、適切なサービスにつなげる「認知症初期集中支援チーム」の設置促進を図ります。
- ・市町村における認知症施策の旗振り役となる「認知症地域支援推進員」の設置促進を図ります。
- ・認知症高齢者に接する機会の多い介護従事者のスキルアップのための研修会を開催します。
- ・かかりつけ医など高齢者が接する機会の多い専門職が認知症についての理解を深め、早期発見と本人や家族に適切な支援を行うことができるよう、対応力を身に付ける研修を実施します。
- ・認知症に対する県民の正しい理解を促進するため、県医師会と連携して普及啓発講座を行います。
- ・認知症の人を正しく理解し、温かく見守る「認知症サポーター」の、各市町村による養成を支援します。

3 介護人材の育成確保の推進

介護が必要となっても、その人らしい生活を維持し、生き生きと暮らしていくためには、とりわけその人の心身の事情に応じた適切なケアのできる介護人材の存在が不可欠です。

長寿社会の進展に伴って、要介護者一人ひとりに寄り添った、きめ細かなケアの担い手となる介護人材の育成・確保は、地域包括ケアシステムの構築を進める上でも、今後ますます重要になります。

そのためには、新たな担い手の育成と現在活躍中の人材のスキルアップとキャリアアップの道筋を明らかにするほか、介護人材の離職防止や処遇改善が引き続き重要な課題であると言えます。

また、介護の職場の「見える化」による県民の理解促進と、介護そのもののイメージアップ対策も担い手の育成・確保には重要な要素と考えられます。

今後は、県内各地域の高齢化等の状況に応じ、適切なケアのできる人材を必要数確保でき、誰もが安心して生活できるとともに、ケアの担い手が目標を持ち生き生きと働ける社会を目指します。

【主な施策】

- ・介護福祉士を志す学生に対する修学資金の貸付や、介護職員が産休・育休を取得する際の代替職員の確保支援などを通じた、介護人材の育成・確保及び定着支援策を進めます。

- ・介護職員技術交流会の開催などを通じ、介護の仕事に熱意のある人材のモチベーションを保ち、働き続ける意欲の継続促進を支援します。
- ・キャリア年数や身に付けたい専門性などに応じた研修事業の実施による介護人材のスキルアップを促進するとともに、職員のキャリアアップなどに積極的な県内事業所を支援する取組みを展開します。
- ・小中学生の親子に対する体験事業やインターンシップの実施などを通じ、将来の介護の担い手となり得る年齢層への働きかけと理解促進に取り組みます。
- ・介護の専門家が行うケアを補完する役割を果たす、地域のボランティア等の人材の育成確保を推進します。

4 生活支援と介護予防の推進

年齢を重ねても、誰もが健康と活力を維持し、要介護となる期間をできるだけ短くするためには、意識的な「介護予防」の取組みが重要です。

介護予防事業は、地域住民に最も身近な市町村が、地域包括支援センターを中心として機動的かつきめ細やかに展開し、広く浸透を図ることが大切です。

また、老人クラブ、高齢者を対象とするスポーツ、文化・芸術活動や生涯学習などの様々な取組みの推進のほか、地域の活力と住民同士の横のつながりを維持する取組みは、地域の中で高齢者を支える生活支援体制の構築や、お互いが支え合う地域包括ケアシステムの土台づくりになるものと考えられます。

また、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となることで、社会的役割を持ち、さらなる生きがいや介護予防につながることも期待できます。

今後は、県民一人ひとりが健康づくりと介護予防について理解し、そのための具体的な実践行動を行うとともに、地域における自らの関与の在り方を考え、能動的な取組みを行う社会を目指します。

また、そうした一人ひとりの取組みに対し、地域の実情や人的資源等に応じたバックアップ体制が県内各地で構築される環境づくりを目指します。

【主な施策】

- ・地域において、多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供に対する支援を行います。
- ・地域住民の健康づくりや介護予防に着目した講演会や実践的な研修会の開催、多様な健康法の推進など、地域の実情に応じたきめ細かな事業展開を支援します。

5 在宅サービスの推進

「年齢を重ねても、住み慣れた地域（自宅）でできるだけ長く安心して生活を継続したい」という意見は、多くの県民から聞かれる希望であり、それを実現するためには、その人の心身の状態や生活ニーズに合った適切な支援を、適切なタイミングで受けられる環境づくりを行うことが大切です。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、一人ひとりの「暮らし」を最重要かつ中心と捉え、その人らしい生活の維持向上のため、取り巻く人々や医療・介

護専門職による支援、見守りが提供される仕組みが求められます。

こうした視点から、訪問介護をはじめとする様々な在宅サービス・支援の充実が重要な課題であると言えます。

今後は、県民一人ひとりが高齢期にどのような生活をしたいのかを能動的に考え、具体的なイメージを持ち、その実現のために自ら必要な取組み等を理解して行動に移すとともに、これに関与するために十分なサービス提供体制の整った社会づくりを目指します。

【主な施策】

- ・要介護者の状態に合った在宅介護サービスが提供されるよう、多職種連携のもと適切なアセスメントの実施や、短時間の訪問介護サービスなどの利用促進を支援します。
- ・在宅で安心して医療サービスを受けることができるよう、地域の実情や地域資源の状況に即した医療の在り方について検討をすすめます。
- ・医療や介護の専門職による支援は必要としないが、見守りや日常生活のちょっとした困りごとへの手助けが必要な高齢者に対する支援の担い手の育成など、地域の人的資源の充実につながる取組みを支援します。
- ・要介護者の在宅生活を支える家族も、その人らしく安心して生活できるよう、適切なニーズの把握と支援策の充実を行います。

6 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進

高齢期やターミナル（終末）期において、どこでどのように暮らし、心身の状況に応じたような支援を受けるのかは、誰もが持つ重要な課題です。

地域包括ケアシステムの構築にあたり、その中心に一人ひとりの暮らし・住まいが位置付けられる中、在宅サービスと両輪となる施設サービスが安定的に確保、提供されることは、暮らしの安心につながる大切な要素であると言えます。

また、住宅改修などを通じ、高齢期の暮らしに即した住まいとするなど、長期的な視点で住まいづくりを考えることも、長寿社会に必要な視点であると考えられます。

今後は、真に必要な人に必要なサービスを提供できるよう、施設整備を在宅サービスの充実と一体的に捉えた行政施策の推進と、これに応じた事業者活動、県民が自ら受けるサービスについて主体的に考える能動的な社会づくりを目指します。

【主な施策】

- ・市町村介護保険事業計画との整合性を図りながら、地域における施設入所と居宅系サービスのニーズのバランスに配慮した施設整備を進めます。
- ・一人ひとりの心身の状況や生活に対する考え方、施設に対する様々なニーズ、及び地域の実情に応えられる環境づくりに努めるとともに、入所者の生活環境の改善を図る取組みを支援します。
- ・地域との連携を進め、地域の中で必要とされ、地域に開かれた施設とするための取組みを支援します。

3 各主体の役割

地域包括ケアシステムの構築のために、地域の構成員である主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

(1) 県民

①地域のすべての住民

地域の高齢者の見守りやボランティア活動への参加、認知症や介護予防への理解の促進と健康づくりに取り組みます。

また、居住する地域を支える一員としての自覚を持ち、自らが地域で担う役割を探し行動に移すことで、地域で支え合い、助け合う社会をつくるよう努めます。

さらに、日頃から地域の医療、介護、福祉等のサービスの情報収集に努め、日常生活上の支援や介護保険によるサービスが必要となった時取るべき行動を見極め、家族など身近な人と話し合っておくなどの備えを進めます。

②要介護者

自らの状況の正しい把握に努め、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護等の専門職や家族、制度外サービスの主体（近隣住民、ボランティアやNPO、民生委員など）から受けるべき最適なケアの在り方について、心身の状況に応じ可能な範囲で考え、希望を伝えるとともに、ケアを受け入れ、自ら行動することで健康、生活の質の維持と状況悪化の防止に努めます。

また、介護が必要であっても社会の一員としての役割を探求し、身近な人や地域社会と連携し、可能な限り行動に移すよう努めます。

さらに、要介護者が暮らしやすい社会環境をつくるために必要な施策について、自らの経験等を踏まえて意見を表明し、介護に対する社会の理解促進に努めます。

③介護者

要介護者本人の心身の状況や、介護、支援を受けることに対する本人の希望を正しく把握し、本人を支えるための最適なサービス、ケアの在り方を医療・介護等の専門職や制度外サービスの主体とともに検討し、本人に伝え、理解を促すよう努めます。

また、日常生活上の支援や介護に関する情報収集に努め、自らの生活と介護とのバランスや介護疲れの解消に配慮して適切な支援を求めます。

さらに、自らの介護体験をもとに介護者、要介護者を取り巻く環境の改善と、介護に対する社会の理解促進に資するよう、意見を表明し、行動に移すよう努めます。

(2) 介護事業者及び介護従事者

①介護事業者

要介護者本人に関わる多職種 of 専門家との連携関係の構築に努め、本人の心身の状況を多角的に捉えた上で自らの専門性に基づくサービスを提供します。

また、要介護者一人ひとりに適したサービスの質を確保し、必要なタイミングで必要量提供できるよう経験とノウハウの蓄積に努めるとともに、本人や家族等の関係者との十分な擦りあわせを行います。

さらに、介護に携わる人材の育成・確保に努め、スキルアップ機会の提供及び職務内容に見合った適切な処遇を行います。

②介護従事者

専門職としての自覚と誇りを持ち、利用者や家族、他の専門職の意見等に耳を傾け調整を行うとともに、自らのスキルアップに努め、質の高い介護を提供できるよう努力します。

また、介護に対する社会の理解促進や、従事者の処遇改善とモチベーションの維持に資するよう、自らの体験や見識を踏まえた意見表明を行うよう努めます。

さらに、労働者として自らの生活と仕事のバランスの維持とともに介護従事者全体の離職の抑制、防止につながるよう、周囲に対する配慮に努めます。

(3) 社会福祉法人、民間企業、NPO、地域の諸団体

地域の事業者は地域における社会貢献活動の内容、方法について、高齢社会を念頭に検討し、自らの運営・活動を行う上での様々な関係者も含め主体的に活動できるよう努めます。

併せて、自らの業態や組織力及び機動力を活かし、災害等の緊急時における活動への備えを充実し、関係者間のネットワークの構築・維持向上に努めます。

(4) 市町村及び広域連合（保険者）

地域包括ケアシステムの構築・運営の中心的な役割を担うことを認識し、介護保険だけでなく、制度外サービス等の地域資源も含めた高齢者支援の在り方を考え様々な主体の参画できる道筋を創出するとともに、住民のニーズや地域の現状と課題を把握し、政策決定を行います。

また、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会の体制充実と密接な連携協力関係を構築し、地域における医療・介護等多職種による連携構築のコーディネートを実施します。

さらに、介護保険制度や制度外サービスの実状に精通した職員の育成・確保に努めます。

(5) 県

県内における多職種連携、地域での支え合い活動、介護予防や認知症対策などの取組み事例等について各市町村間の情報共有と普及を図るとともに、地域の実情に応じた対応を促します。

また、市町村が行う施策、事業に関連する専門家等の派遣などの後方支援を行います。

広域的かつ中長期的な視点で介護人材の需給を見極め、これに沿った育成・確保が進むよう対策を推進するとともに、介護事業者等関係主体に対する働きかけを継続、強化します。

介護保険や日常生活上の支援に関連する主体との良好な関係の構築に努め、連携を促進するとともに、地域における現状と課題を踏まえ、必要に応じて国に提言、要望を行います。